

下榎交流センターだより

編集 日野町下榎交流センター
〒689-4526 日野町下榎 157 番地 1
電話：72-1191 (FAX 兼)
E-mail：rinpokan@town.tottori-hino.lg.jp

鳥取県隣保館連絡協議会通常総会及び職員研修会に参加して

下榎交流センター 生活相談員 西村一成

4月17日、琴浦町の生涯学習センター「まなびタウンとうはく」で、令和7年度の鳥取県隣保館連絡協議会通常総会と第1回職員研修会が開催されました。

総会では活発な質疑応答・意見交換が時間を延長して行われ、今後の鳥取県隣保館連絡協議会の運営に活かされる総会になったと感じています。総会終了後の午後からは、隣保館職員のスキルアップの目的で研修会が行われました。その研修内容を抜粋して報告します。

【研修内容】 「現代社会のハラスメントの実情と対応策」 現代社会においては、ハラスメントは約30種類ほど定義されているが、増え続けている。その中で自称被害者（何でもハラスメント）や、逆ハラスメント（モンスター社員など）といったようなカタチも増えている。会社でいえば信頼関係の欠如が、このようなハラスメントを生んでいる。 では、何故ハラスメントがなくならないのか？それは人間の本能、脳に組み込まれたもので	【講師】 カウンセリングルーム たいよう 松田寿一さん あり、仲間を・自分を守りたいといった防衛本能がハラスメントを加速させるからである。 研修で気になった部分を抜粋して書きましたが、差別についても同じような事が言えると感じました。 ハラスメントも差別も防ぐには、自分の持つスキル（学習）を磨いていき、ハラスメント・差別に気づく力を養う事が重要であると、改めて感じさせてくれる研修会でした。
---	--

.....お知らせ.....

下榎交流センターでは施設を開放していますが、この度講堂を卓球で使用していただけるようになりましたので、お知らせいたします。卓球台は現在1台ですが、使用状況を見ながら増台も検討していきます。皆様の交流の場としてご使用ください。

【問合せ】 下榎交流センター 電話（0859-72-1191） 西村一成まで
※なお、ご使用に際しては、下榎交流センター使用料条例により使用料がかかります。

「令和7年度 部落解放・人権尊重標語」の募集について

人権尊重の意識高揚を目的として、町内の児童・生徒や町民の皆さんから「部落解放・人権尊重標語」を募集します。

一人一人が大切にされ、誰もが希望を抱いて心豊かに暮らしていける地域づくりを目指して、人権を守るために出来ること、感じていることなどを標語にしてみませんか？皆さんのご応募お待ちしております。

応募用紙の指定はありません。作品に住所と名前をご記入ください。入選作品は、広報ひの7月号に掲載するとともに、短冊・ポスターにして町内の施設・各事業所に掲示し啓発に活用します。

なお、入選者には賞状と記念品を贈呈します。ふるってご応募ください。

★募集締切
6月10日（火）

★作品提出先
・下榎交流センター
・教育委員会
・町公民館

第7回「昔のくらしと工夫～糸つくりを中心に～」

文：町教育委員会事務局

日野町 歴史 の窓

蒸し暑い奥日野では、昔も今もさまざまな工夫と我慢とで夏を過ごしています。

「麻」は吸湿性や速乾性に優れ、夏の服装には欠かせないものです。4月に種を播き8月頃に刈り取り、それを大きい桶で蒸して固い表皮を剥ぎ、中の薄皮を細く割き、それを燃^よつて糸にしました。麻などを蒸していた大きな桶が、貝原の食事処「ふる里」の入口横に置いてあります。お立ち寄りの節はご覧になってみてください。

江戸時代初期に綿花が栽培できるようになるまでは、糸や布といえは麻のことでした。神社の鈴緒や神官の衣装、蚊帳^{かや}、下駄の鼻緒や大相撲の横綱の化粧まわしもそうです。さらにお盆の迎え火に焚くオガ

ラや花火の火薬の原料でもあり、生活のなかで欠くことのできないものです。小泉八雲の小説『骨董』のなかの「幽霊滝」には、お勝さんの「麻を取る：」というふう^うに、その作業の様子の一端が描かれています。10月からNHKで放映される朝の連続テレビ小説『ばけけ』で、小泉八雲の妻セツさんが夫に話して聞かせるシーンが登場するかもしれません。楽しみです。

こうして何段階もの作業を重ねてようやく糸や布になります。また、紙も楮^{こうぞ}や三桠^{みつまた}など山野から採取した植物の薄皮から作られていました。

いまでも山道の脇には、それらの樹木を見ることがあります。先人の遺産に思いを馳せながら歩いてみるのも一興ですよ。



【蒸し桶】(貝原)

この中に束ねた麻を入れ、下の大釜で焼いた石に水をかけ蒸気が発生させて蒸した。

～こんにちは、消費生活相談員です～
知って安心！消費生活のはなし



PARKING
60min/●●●



60分●●円
1日最大●●円！



「1日最大●●円」

コインパーキングの料金は細かい条件の確認を！

《こんな話が・・・》

観光地の駅前駐車場の看板に「●●分●●円、1日最大600円」と記載があり、3日間で1800円になると思って3日間駐車したところ、約1万2千円の請求を受けた。すぐに事業者へ連絡したが、最大料金の適用は1回限りで、その後は時間制で料金が発生すると言われた。説明を受けて改めて看板をよく見たら、小さな文字でその旨が書かれていた。駐車したときには気づかなかった。(60歳代)

〈アドバイス〉

▶ 料金には、最大料金の適用回数や駐車位置、時間帯などに細かい条件がついていることが多く、平日か休日かで異なったり、年末年始やイベント開催時には特別料金が発生したりすることもあります。利用し慣れているコインパーキングであっても料金設定が変わっていることもありますので、入口付近や精算機付近の詳細案内に目を通し、不明な点はコインパーキング事業者に確認しましょう。



日野郡3町では、第1・2・3水曜日に相談員が輪番で対応しています。(くらしのカレンダー参照)
★相談は、消費生活相談窓口(役場産業振興課内)(電話 72-0336 または局番なしの188)へ！